

人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者の認証の技術的基準（平成 30 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2819 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
人工種苗生産技術による水産養殖産品についての<u>小分け業者等の認証の技術的基準</u> 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“<u>認証機関等</u>”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0005 <u>人工種苗生産技術による水産養殖産品</u> 3 用語及び定義 <u>この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0005 による。</u> 3.1 加工・流通業者 <u>JAS 0005 の 4.1 及び 4.5 に従って加工品に加工又は食用に供する養殖魚若しくは加工品を小分けする者</u> 4 小分けの実施方法 4.1 小分け責任者の職務 4.4 b)に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)～e) （略） 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a)～k) （略） l) 小分けの実施状況についての<u>認証機関等</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 4.2.2 ・ 4.2.3 （略） 4.3 記録等の保存 4.3.1 小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも 3 年間保存しなければならない。	人工種苗生産技術による水産養殖産品についての<u>小分け業者の認証の技術的基準</u> 1 適用の範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。 （新設） （新設） （新設） 2 小分けの実施方法 （新設） 2.3 b)に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)～e) （略） 2.1 内部規程 2.1.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a)～k) （略） l) 小分けの実施状況についての<u>認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 2.1.2 ・ 2.1.3 （略） 2.2 記録等の管理 小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも 3 年間保存しなければならない。

4.3.2 4.2.1 の g)～j) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

4.4 (略)

5 格付の表示を付する組織及び実施方法

5.1 (略)

5.2 格付表示規程の整備

次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a)～h) (略)

i) 格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.3 (略)

5.3.1・5.3.2 (略)

5.4 (略)

(新設)

2.3 (略)

3 格付の表示を付する組織及び実施方法

3.1 (略)

3.2 格付表示規程の整備

次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a)～h) (略)

i) 格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3.3 (略)

3.3.1・3.3.2 (略)

3.4 (略)